

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課 御中

IT革命を推進するための電気通信事業にお  
ける競争政策の在り方に関する意見書

平成12年9月19日

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号



日本テレコム株式会社

代表取締役社長 村上 春雄

# 目次



## はじめに

1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像
2. 競争政策の基本的枠組み
3. NTTグループの位置付けと公正競争の確保
4. ユニバーサルサービスの確保
5. 通信主権等の確保
6. 電気通信業における研究開発体制の在り方
7. 利用者利益の確保方策

# はじめに



インターネット / 移動体通信の急速な発展をはじめとして、ここ数年電気通信における環境が大きく変化しております。ネットワークに求められる条件も、これまでの電話中心のサービスの提供から、いわゆる「IT革命」を支える基盤としてのサービス提供へと変化しております。

このような変化の中、政府においてIT時代に向けた電気通信産業のあり方について検討が行われたことは、非常に有意義なことと認識するとともに、早急に着手しなければならない課題であると考えます。

電気通信産業の重要な課題について、今回このような形で広く意見聴取が行われたことに、深く感謝いたします。

つきましては、以下に弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

# 1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像

## 1- 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン

### 《今後の主要な方向性》

#### (1) 通信容量の大規模化

高速伝送技術の開発により、ネットワークの通信容量が増大

DSL (FTTH)が進めば、「放送」の伝送は可能

ただし移動中受信のための電波需要は残る

#### (2) IP化の進展

急速なIPネットワークの拡大により、通信プロトコルに変化が発生

IP化は進むが、使い方としての電話は残る

#### (3) 移動体の堅調な伸び

来年度から次世代携帯電話の開始

# 1- サービスの多様化、高度化の将来ビジョン

## 《通信サービスに期待される役割》

### (1) 高速・高品質なネットワーク

高速化する通信需要を安価に提供することが求められる。

中継コストはこれまでも順調に低下

問題となるのは、アクセス部分の料金低廉化

### (2) 多様な端末やアプリケーションを複合化したネットワーク

電話中心の時代からデータ通信が主体になってくる。FR / ATM等インターフェースも多様化

インターネット / PC並びに携帯電話の急速な進展

デジタル放送や情報家電の進展

多様なアプリケーションや端末の融合が想定される。

各種プロトコル / アプリケーション / 端末間の橋渡しとなる共通プラットフォームとしてのネットワークが求められる

情報を透過的に伝送する従来のネットワークの地位が相対的に低くなる



電話中心のネットワークからの脱皮が不可欠

## 1- 電気通信事業の将来ビジョン

### 《ネットワークの高度化に必要な条件》

#### (1) アプリケーション/端末等の自由な競争

競争によって、さまざまな新サービスが提供され、サービスの高度化が図られる

#### (2) 低廉なアクセス手段の確保

仮に、多様なサービスが開発されても、ネットワークへのアクセスが容易でなければ無意味となる。

ネットワークアクセスの条件として安価に提供されることが必要

しかしながら、地域電気通信市場は独占的状况にあり、料金の低廉化も進展していない。

地域市場も含めた電気通信サービス全体に競争を導入し、サービスの多様化・料金の低廉化を図ることが緊急の課題である。

## 2. 競争政策の基本的枠組み

### 2- ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本理念

#### 《基本的考え方》

##### \* 既存事業者の独占力の排除

既存事業者(NTT)の独占力を温存したままで、通信市場に競争を導入してきた。今後は真に「競争」が機能する環境を創出する必要がある。

#### 《「競争」によるメリット》

##### \* 利用者サービスの向上

「競争」が促進・維持される事により、通信サービスの低廉化・利便性の向上等、利用者にとって「より良いサービス」が提供される。(資料1参照)

事業者間の競争促進により、経営の効率化が図られ、より高度で低廉なサービスが提供されるようになる。その結果、サービスに対する需要も増え、情報通信市場が拡大することにより雇用・投資も増加し、ひいては、経済全体の活性化につながる。

## 2- 公正競争条件の確保方策(1)

### 《行政の果たす役割》

#### (1) 競争の促進・維持

従来からの競争環境の整備から踏み出し

競争の促進・維持及び競争状態を監視する「行事役」に徹する

事業者間の紛争等を迅速かつ公正に処理する仕組みの整備

#### (2) 中立かつ強力な規制機関が必要

昨今の接続料問題の政治決着にもあるように、政治・省庁・事業者の様々な既得権益を守る事が優先される危険性があり、真の公正競争を阻害する要因となりかねない。

よって政治・省庁・事業者から独立した機関において、早急に競争状況の監視を行えるようにする事が重要。

#### < 諸外国の規制機関・競争（独占禁止）機関の枠組み >

	規制当局	競争当局		規制当局
EU	EC(DG Information Society)	EC(DG Competition)	香港	OFTA(電気通信庁)
イギリス	OFTEL(電気通信庁)	以前は OFT(公正取引庁), 現在は OFTEL	シンガポール	IDA(情報通信開発庁)
フランス	ART	CC(競争評議会)		
ドイツ	RegTP	BkartA(連邦加元局)		
オランダ	OPTA	NMa		
アメリカ	FCC (連邦通信委員会)	DOJ(司法省)		



### (3) 現行の「独占禁止法」の運用基準の明確化

独占禁止法において、「公正かつ自由な競争を促進」するため、「不公正な取引方法」等の禁止を明記しているが、通信分野における具体的な適用条件が不明確。実際に電気通信分野において独禁法が適用された事例は無い。

通信分野における独占禁止法の運用基準を明確にし、公正な競争を阻害するおそれのある行為に対して、厳しく取り締まることが消費者利益の確保につながる。  
具体的には、通信事業に関するガイドライン（違法な行為類型）を作成することが必要。

独占禁止法が通信分野において十分機能しない場合、電気通信事業法においても不公正な取引等禁止し、競争の阻害要因を排除する必要がある。

#### 独占禁止法 第一章

##### 【目的】第一条

「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して・・・公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、・・・一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する・・・」

## 2- 公正競争条件の確保方策(2)

### 《競争ルールの在り方》

#### (1) 「一律の規制」から「非対称規制」への転換

昭和60年4月の電気通信事業法の制定以来、旧電電公社及び旧KDDの独占であった電気通信市場に競争原理を導入するという目的のもと、「第一種電気通信事業者」という区分で一律の規制(「指定電気通信設備」に対する措置は行われている)が行われてきた。

#### 【問題点】

\* 新規参入の際に規制をかけ、参入後の事業者の市場支配力については全く規制されていない。

ドミナント事業者の既得権益ばかりが守られ、新規参入事業者が市場において対等に競争できる環境に乏しい。

公正競争が阻害され、消費者利益の確保もままならない状況。

こうした状況の中、自由で公正な競争を確保するためにも、「市場支配力」に着目した新たな規制に、早急に転換していく必要がある。

### 非対称規制の導入

## (2) 非対称規制の在り方

### 概要

事業者の市場における力に着目し、2つの区分を設ける方法。

欧米諸国ではこの非対称規制(ドミナント規制)により電気通信分野の公正競争を確保している。

### (I) 独占事業者が存在し競争が進展していない状況

競争が進展するまで、市場支配力のある事業者に一定の事前規制を課す。

( 接続義務、コストベースの接続料金、サービス提供料金 etc)

現在の指定電気通信設備に対する規制から転換することが必要

( 現状の問題点は(3)の表を参照)

「電気通信事業法」において規定。競争が進展した段階で規制緩和を行う。

#### **【目的】**

- \* 公正競争の確保
- \* 独占事業者のボトルネック設備開放により、それを活用し競争促進を図る
- \* 料金の低廉化

最終的に全市場が競争状態になった段階においては、下記(II)の事後規制のみの運用を行っていく。

## (II)独占事業者が存在せず競争が進展している状況

規制緩和を行い、規制を必要最小限にとどめる。

問題が発生した時のみ、事後的に規制をかける。

「独占禁止法」（通信事業に関するガイドラインは必要）及び「電気通信事業法」による運用。

### （規制緩和の項目）

\* 相互接続協定の認可制を届出制へ。相互接続料金の自由化。

\* 設備及び業務区域の許可制を届出制へ。

### 【目的】

\* 反競争的合意の禁止

\* 市場支配力濫用の禁止

全事業者に対する一律の規制緩和は、市場支配力の濫用を招き公正競争阻害の要因となる。よって、市場支配力に着目した規制緩和を行うことが重要。

## 市場支配力について

### I)「市場支配力の有無」の基準

この基準によって、ドミナント事業者（市場支配力を有する事業者）を認定。

#### 【判断基準】

- \* ボトルネック設備（加入者回線）の支配
- \* 「市場シェア」
- \* 「代替サービスの利用可能性」

#### 【その他の検討すべき条件】

- \* 市場規模と比較した企業の売上高
- \* 企業が市場条件に影響を与える力

これらの条件を総合的に検討し、「市場支配力の有する事業者」を決定、規制を課す。

加入者回線のボトルネック性及び地域通信市場のシェアを考慮するとNTT地域会社がドミナント事業者としての基準を満たす。

NTTドコモは現在、市場シェア58.3%を占め、さらにシェアを拡大（平成12年8月純増数の77.5%）しており、ますます市場支配力が強まっていく事が懸念される。

よって、NTTドコモに対するドミナント規制についても議論をする必要がある。

## II) 「市場」の定義の明確化

ドミナント事業者を指定すべき具体的な「市場」を明確にする必要がある。

		市内 (地域)	長距離	国際
固定	音声 +SDN	独占	競争	競争
	専用線	独占	競争	競争
	データ	独占	競争	
移動体		寡占		

基本的には1つの「市場」ごとにドミナント規制を課す。しかし、仮にその市場の支配力が他の市場に影響を及ぼす場合は、それに対して何らかの措置が必要。(ex. 米国における地域事業 長距離事業への進出にともなう「子会社分離要件」等 )

市場環境は急速に変化しているため、市場の定義については定期的に見直していく事が必要。

### (3) ドミナント事業者に課すべき具体的規制内容 (義務)

ドミナント事業者に対しては、その他の事業者に課される義務以外に、競争を促進させるため、下記のような追加の義務 (規制) を課すべきである

	項目	内容 現行の問題点
1	相互接続の交渉に 応じる義務	加入者回線の開放等。迅速な接続。 光のアンバンドル化が未実施。高コストな中継回線についても是正が必要。 事前協議に要する期間が長く、迅速な接続が行われていない。
2	接続料金	コストベースでアンバンドルされた料金。 専用線、局間専用線のコストが高い。これらについても長期増分費用方式を導入し、料金の低廉化を図るべき。
3	差別的取扱いの 禁止	相互接続、サービス提供等における非差別。 NTTコミュニケーションズのNTT地域会社に対する業務委託問題等。
4	透明性 (情報公開)	仕様、変更計画等の情報公開。 非指定電気通信設備の情報公開がなされていない。(ex. フレッツ ISDN, フレッツ・オフィス)
5	会計の分離	相互接続に関連する活動等の会計分離。 「指定設備管理部門=黒字」「指定設備利用部門=赤字」という結果に対する措置が無い。
6	タリフ	タリフの変更前の周知期間。ドミナント事業者のみ事前周知期間をもうける。 現在は、タリフ届出・変更の周知期間が第一種通信事業者同一。
7	サービス提供料金	プライスカップ規制等。 NTT 地域会社の料金設定において、接続料金よりもユーザー提供料金の方が安価な料金設定を行っているサービスが存在 (ATM, ISDN 割引サービス)。
8	その他	米国で実施されている 14 項目の「競争チェックリスト」(チェック項目については十分検討する必要あり)により市場の競争状態をチェックし、これらを全て満たす事が出来れば、その市場のドミナント事業者は業務範囲拡大を行えるようにする等ルール作り。その他、 <u>設備ベースの競争事業者が市場に存在する事</u> 等も考慮に入れるべき。(資料 2 参照)

**ドミナント事業者にネットワーク開放のインセンティブを働かせるような規制・ルールを作ることが重要。**

ネットワークの開放が進めば新規事業者の参入も進み、競争が促進される。

## 2- 地域通信市場における実質的な競争の導入方策(3)

### 《線路敷設の問題について》

\*現在のインフラ構築（特に地域網）にあたっては、ある程度の進展は見ているものの、未だ、さまざまな要素が競争阻害の要因となっている。アクセス回線構築の高コスト構造もその一因。

地域通信市場に実質的な競争を導入するためには、これらの公正競争の阻害要因を取り除くことが必要である。

### 【競争導入の具体的方策】

#### 道路占用許可等の規制緩和

厳しい掘削工事規制・道路法の工事規制により、敷設まで長期間要し、結果、インフラ・アクセス回線の高コスト化を招いている。規制緩和により、迅速な工事、コストの低廉化を図ることにより、新規事業者の参入が加速する。

#### NTT・電力・鉄道会社の管路・電柱の開放

既設の管路・電柱等の開放は地域通信市場の実質的な競争導入に不可欠。線路敷設権のルール化を進めるべき。

#### インフラ整備に関する国の積極的な支援

省庁の枠を超えて国全体でインフラ整備（Right of Wayの確保）を積極的に推進し、全事業者に公平に開放する。

#### ビル引込み管路に関して、空き管路等の空間の有効利用



# 3. NTTグループの位置付けと公正競争の確保

## 3- 市場環境の変化等を踏まえたNTT再編成の評価と意義

### 《持株会社方式による再編成の意義と問題点》

\* 昨年のNTT再編の本来の目的「公正有効競争条件の整備」が、いつの間にかNTTの経営形態に主眼が置かれ、持株会社方式という再編形態に落ち着いた結果、再編前と現在とでは市場の競争状態にほとんど変化が無い。むしろNTTグループの市場支配力がより強くなっているのが現状。

### 《NTTの経営形態のあり方を議論する前提》

\* NTT再編成の実施計画の進捗状況については、継続的にレビューを行うこととなっていたが、1年経過した現在までその結果は公表されていない。



NTT再編成後の実施計画の進捗及びNTT地域 - 長距離間の取引状況等について、早急にレビューを行い、その結果を基に議論を行うべきである

## 《持株会社方式の問題点》

- (1) 持株会社のコントロールにより、NTTコミュニケーションズの県内/市内通信参入やNTT地域会社の相互参入が実質的に行われていない。

本来、再編によりNTTグループ各社間の相互参入が推進され、既存市場に新たな競争を創出することで、市場全体の効率化がもたらされるはずである。しかし、持株会社のコントロールにより、NTTコミュニケーションズの県内市内通信参入が実質的に行われておらず、よって、特に地域通信市場においては、NTT地域会社の独占状態に全く変化がない状態である。

- (2) 持株会社と各グループ会社間の人事交流が可能な事による情報の流出

持株会社と各グループ会社との間で役員の兼任が行われている事から、持株会社経由で情報が共有されることになり、公正競争上問題である。

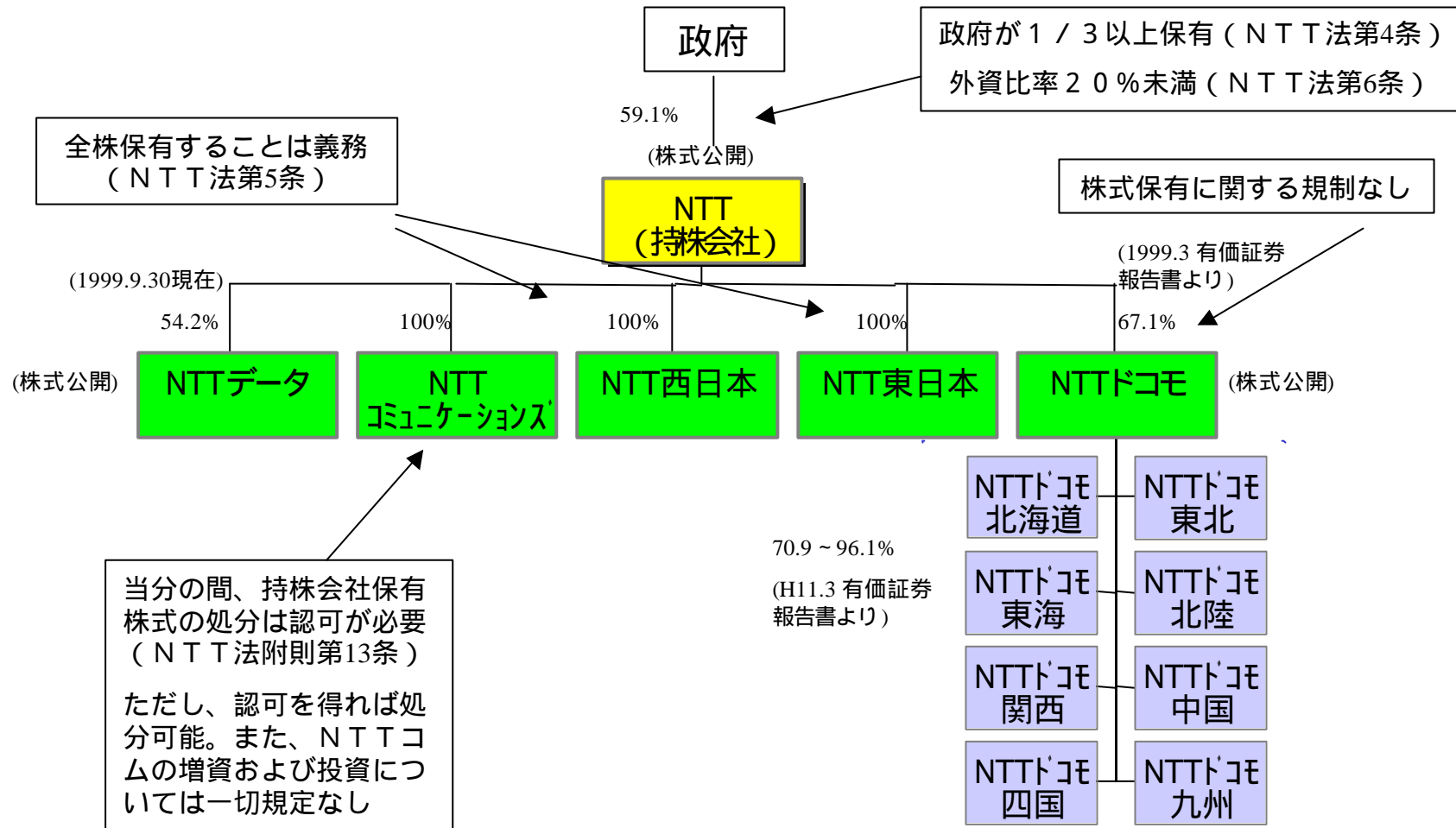
- (3) NTTコミュニケーションズがNTT地域会社に、「受付・登録業務等をはじめとした営業業務委託」及び「料金請求の委託」を行っている。

これらは、再編成前のNTTグループの競争条件を保持するための行為そのものである。

受付・登録業務の委託は、NTT地域の独占力を利用した営業行為であり特に、優先接続に関する販売については、それに関する研究会の報告書で営業活動は禁止されているが、実行上機能するかどうか懸念される点において、問題である。

また、仮に他の事業者がNTT地域会社にNTTコミュニケーションズと同条件で業務委託をする場合、持株会社を経由して情報の流出の可能性が考えられる事にかんがみ、その危険を犯してまでもNTT地域会社に業務委託をする事は考えにくい。

# 【NTTグループの形態】



\* 持株会社と各グループ会社間では、それぞれ役員との兼任が行われている。

## 《現状のヤードスティック競争の問題点》

\* 実質的にはヤードスティック競争が行われていない。

プライスカップ規制にいても、東西NTTが同一の料金をとることが可能となるように、X値を同一のものとしている。また東西NTTの経営改善計画についても従来からの効率化努力にとどまっている。

\* ヤードスティック競争を機能させるためには、2社では不十分。

数社の経営効率の比較を行い、料金規制に反映することにより、真の競争が促進される。

## 《NTT地域会社の業務範囲規制の意義とあるべき姿》

### (1) 「NTTの経営状態優先」ではなく「地域通信市場の競争促進」の観点

NTT地域会社に課されている業務範囲規制について、接続料大幅下げの見返りとしてNTT地域会社の収益の確保のため、業務範囲拡大を認める案が平成12年5月、国会の付帯決議で可決された。

しかし、NTT地域会社が地域通信市場のシェア90%以上を占めている状態のまま業務範囲拡大を認めることは、NTT地域会社の独占力が増すばかりで、ボトルネック設備開放のインセンティブはいっこうに働かず、利用者サービスの向上も図られない。

このように、NTTの経営状態が優先されるのではなく、あくまで「公正競争促進」の観点からNTT地域会社の業務範囲規制についても考えていくべきである。

### (2) NTT地域会社の料金設定範囲を含めた業務範囲拡大の条件（地域通信市場の競争促進の観点から）

前述の「競争チェックリスト」の項目全てを満たしていること

分離子会社要件

独占的地域会社が現在の業務区域外（競争分野）でのサービス提供を行う場合（長距離通信進出等）、他事業者との非差別を確保するため、分離子会社を通じてそのサービスを提供する。（米国国通信法第272条の要件）

### 3- NTTグループに対する各種規制の在り方と公正競争上の必要な措置

#### 《NTTの経営形態の提案》

##### (1)「持株会社方式」から「完全資本分離」へ

持株会社方式を見直し、NTTドコモ・NTTデータ・NTTコミュニケーションズを完全資本分離することで、NTTグループ内に真の競争が促進され、電気通信市場全体もより一層の競争促進が期待出来る。それにより、ボトルネック設備の独占解消、低廉かつ多様なサービスの実現、国際競争力の向上につながる。

##### (2)NTT地域会社の細分化

NTT地域会社2社だけではヤードスティック競争が十分機能していない現状を考えると、数社間で競争をさせることで一層の経営効率化が図られ、利用者サービスの向上にもつながる。

##### (3)政府から独立した完全民営化

真の公正競争確保のためにも、政治・省庁から完全に独立した民間会社として存在することが望ましい。

##### (4)外資規制の撤廃

真の国際競争力を確保するためには、外資規制の撤廃をすすめることが必要。基本的な法的義務を課していれば、外資規制は必要ない。

# 4. ユニバーサルサービスの確保

## 4- ユニバーサルサービスの社会的意義

### 《基本的考え方》

社会的インフラと考えられる（国民生活に不可欠と考えられる）通信サービスを、広く公平に提供することの意義は理解する。

しかしながら、検討にあたり、下記の視点を基本として考えるべきである

#### 通信市場における自由な競争（基本的原理）

- ・通信サービスの提供は、事業者の競争により実現されるものである

#### 市場原理の補完としての、ユニバーサルサービス補助

- ・ユニバーサルサービスの補助については、一部地域や一部ユーザーが不利益を被る場合に、それを是正するための補助的措置である

## 4- ユニバーサルサービスの範囲(1)

### 《根本的問題点》

「ユニバーサルサービスとは何か？」という議論が十分なされていない。

#### サービスの範囲は？

- ・電話サービスであっても、「サービスの提供」「基本料」「通話料」のどこまでが対象か？

(「基本料」についても、どのコストに関する料金であるか不明確)

#### 「公平」の概念

- ・完全に全国均一料金でなければならないのか？
- ・エリアごとの料金がある程度容認するのか？

**十分議論を行い、国民的コンセンサスを形成する必要がある。**

参考：「マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会」報告書（平成10年6月）にて示されたユニバーサルサービスの定義

国民生活に不可欠なサービスであって

誰もが利用可能な料金など適切な条件で

あまねく日本全国において公平かつ安定的な提供の確保が図られるサービス

具体的には、電話サービス（加入電話・公衆電話・緊急通報）が対象



## 4- ユニバーサルサービスの範囲(2)

### 《当社が考えるユニバーサルサービスの範囲》

#### (1) 提供サービス

- ・電話サービスが対象と考える

電話はインターネットへのダイヤルアップアクセスの手段としても利用可能  
移動体通信は、固定電話との併用を行うユーザーも多く、ユニバーサルサービス  
と位置付ける必要性は低い

#### (2) 「公平なサービス」の意味

- ・回線の提供
- ・基本料の公平性

しかし、「全国均一」を必須とすることはないと考える。

(理由) 別会社であれば当然に料金も異なるはず。

東西NTTの基本料金は加入区域の回線数により異なる(コストとは無関係)

通話料については、市内電話においても料金競争が始まっており、対象外と考える

## 4- ユニバーサルサービスの確保主体

### 《現状の評価》

- ・東西NTTは全国で電話サービスを提供しており、加入者回線をほぼ独占
- ・電話サービスは、確保されている。東西NTTの「基本料」の中で低コスト地域から高コスト地域への内部相互補助が行われている。
- ・長期増分費用導入における議論の中で、ユニバーサルサービスへの影響が問われるのはおかしい。プライスカップ制においてもサブバスケットが設けられている通話料から基本料への内部相互補助を是認していることとなる



### 《確保主体の考え方》

- ・当面は、加入者回線を独占する東西NTTが確保主体と考えられる。
- ・本当の意味で確保主体が問題となるのは、競争の進展により、東西NTTがある市場（地域）から撤退する場合のみ
- ・その際、高コスト地域においてサービス提供を行う競争事業者が存在する場合、NTTへの「義務付け」は意味をなさない。

## 4- ユニバーサルサービスのコスト負担

### 《ユニバーサルサービスコストの考え方》

#### (1) 効率的な経営におけるコスト

- ・仮に高コスト地域におけるサービス提供コストを算定する場合には、効率的な事業者にとっても必要とされるコストであるべき
- ・既存事業者のコストを非効率を含んだ形でそのまま是認すべきではない
- ・具体的には、長期増分費用モデル等により算定されるべき

#### (2) ユニバーサルサービスの便益の考慮

- ・また、ユニバーサルサービスを提供することによって「便益」が存在するならば、その便益分は控除されるべき。

例:英国では、全国的サービスを行っていることの宣伝効果(認知度)を考慮している。OFTELは、便益がコストを上回ると判断し、BTのサービスに対し、ファンドを認めない。

## 4- ユニバーサルサービスと料金水準

### 《仮にコスト負担が必要な場合の原資の在り方》

#### (1) 前提

- ・ユニバーサルサービスの範囲、確保主体、コストについてコンセンサスが得られていることが必要

#### (2) 原資の在り方

- ・事業者内/間で負担を行うことは、低コスト地域のユーザーやトラヒックの多いユーザーから、そのコストを回収することと同義

結果として、低コスト地域における料金の低廉化を阻害する。

競争原理とは相反する原理であることを認識する必要がある。

- ・現在、ユニバーサルサービスとされていない移動体について補助金（鉄塔）が出ていることとの整合性が必要
- ・今後、政策的観点から、学校・医療機関等への高速インターネット接続が補助の対象となることも考えられるが、この場合は、公的補助で行うことが適当と考える



公的資金による補助で賄うべき。事業者負担でのファンドを設ける必然性はない

# 5. 通信主権等の確保

## 5- 外資規制の在り方(1)

### (1) 通信サービスの保護に関する問題点

ドミナントキャリアの市場支配力を利用した、通信のコントロール以外の問題点は考えられない

例： 通信サービスの途絶等  
価格の吊り上げ  
国際競争力の弱体化

### (2) 外資であることが問題点の発生の原因となるか？

外資であっても民間企業であれば、経営判断としてサービスを悪化させるとはないと想定される。

価格については、外国資本 / 日本資本であることは無関係  
外国資本であることが、国際競争力の弱体にはつながらない

### (3) 外国資本参入のメリット

外資系事業者の参入は、更なる競争の進展を促し、サービスの向上・新技術の導入をもたらすといった、国民により有益な事態が期待できる。

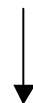
また、日本の事業者も競争力が増し。グローバルな競争への対応が可能となる。

## 5- 外資規制の在り方(2)

### 《当社の考え方》

通信サービス提供の確保について、必要な法的義務を課せば、外国資本であるかは問題がないはず。

国際的提携も含め、外国資本を含めた競争が活発化することは、サービスの向上につながるとともに、グローバルな時代に向けて競争力を高めることになる。



外資規制は不要

## 5- 株式政府保有義務の在り方

### (1) 特定事業者の株式を政府が保有することの問題点

- ・特定事業者の株式を政府が所有する場合、政策の決定にあたりその事業者の経営を保護せざるを得ない。
- ・政府が競争の行司役に徹するためには、特定の事業者の株式を所有することは公平性に欠くおそれあり

### (2) 諸外国の動き

- ・政府の株式保有義務を撤廃し、競争中立的行政を指向しており、外資規制を撤廃しても特に問題があるとは聞いてない。
  - 米国：なし
  - 英国：もともと国営企業であったB Tの黄金株を廃止している

### (3) 経営の自由度の向上

- ・株式政府保有の廃止により、NTTが自主的な判断に基づいた経営が可能となり、自由度が増す。

株式政府保有義務は廃止すべきである

## 5- 国の安全のため通信分野において必要な措置の在り方

### 《通信サービスの確保》

安全のため必要な措置は、通信サービス提供を確保することのみ

「役務提供の義務」を課することにより対応可能であると考え

「国の安全」 = 「防衛」の意味であれば、問題になるのは外国政府機関が通信サービスに介入すること

外資規制は撤廃すべきだが、「外国政府が所有する会社」の資本参入のみ規制することで対応可能と考える。



# 6. 電気通信業における研究開発体制の在り方

## 6- NTTの研究開発及び効果の普及等の意義及び評価

### 《現状の評価》

- ・標準化の進展によって、メーカーの力が相対的に大きくなってきている
- ・ここ数年の実績を見ても、NTTの革新的成果はみられないのではないか。
- ・NTTの研究開発成果が広く開示され普及しているとは認識していない。

### 《今後の研究開発》

- ・IT 研究開発においては、既存事業者の研究体制に依存しないベンチャー研究体等の役割が増大
- ・研究開発のスピードはますます早まっている  
先端的IT研究開発のスピードには、重厚壮大な研究開発体制では追いつけない

## 6- NTTに対する研究推進・成果普及の責務の必要性

### 《NTTが責務を行うことの問題点》

競争当事者に他社への研究成果の普及を義務付けることは困難。公正に開示している保証なし

研究開発の開示ルールや費用負担の在り方も不明確

6 - で述べたようにIT時代に向けた研究開発体制をNTTに負わせる意味は薄い



NTTに対する「研究開発の義務付け」の必要性は薄く、「責務」を負わせることは不要と考える。

## 6- 我が国の技術水準の維持と国際競争力の確保のための方策

### 《研究開発の役割分担》

当社としては、各事業者が自由に研究開発を行うことが、研究開発の活力をもたらすと考える。当社の考える役割分担（主体となる組織）は以下のとおりである。

純粋基礎研究：大学、公的な研究機関

研究開発成果を広く開示し、普及することが可能

ネットワークやサービスの革新をもたらす基礎要素技術：メーカーが主体。事業者も参加

メーカーの国際競争力も強化される

応用技術：事業者、メーカー

競争にさらされた事業者が独自の開発を行うことで、サービスの多様化が期待できる。

### 《国際競争力の確保》

- ・ベンチャ的研究企業体等の活動を積極的に支援すべき

時限的研究開発費の投入も必要。

- ・大学等の独立行政法人化の動きとも合わせ、研究開発分野へも市場原理導入を検討すべき。

結果として活力があり競争力のある研究市場を育成

純粋基礎研究については、国力の維持・向上を図る側面を持っているため、助成等の公的支援が必要である。

# 7. 利用者利益の確保方策

## 7- 意見申出制度の在り方

### 《現状の評価》

- ・申出制度の趣旨及び制度は、有効なものとする
- ・しかし、消費者等が事業者の届出内容を知る機会が確保されていないことから、実質的に機能していない。

### 《必要な措置》

- ・消費者等が申請 / 届出内容を知る機会（アクセス）の向上が必要  
例：ホームページで案件のみ記載する等アクセスの向上を行うことが必要

## 7- 電子商取引の安全性向上のための方策

### 《電子商取引の法的ルール整備》

電子商取引を発展に必要な視点

自由な競争による取引サービスの向上

通信サービスと同様、競争ルールの確保が必要

自由な競争と独占力の排除がキーとなる

だれもが安全に利用できる環境の整備

一般の民事ルールの適用と、電子商取引特有の危険性の排除

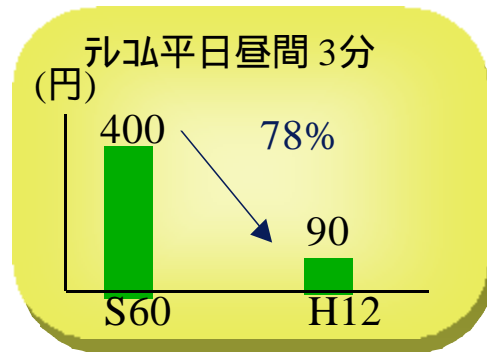
例:本人性の確定、セキュリティの確保及び保護

法的課題の検討は早急に行い、電子商取引発展のスピードを早めることが必須

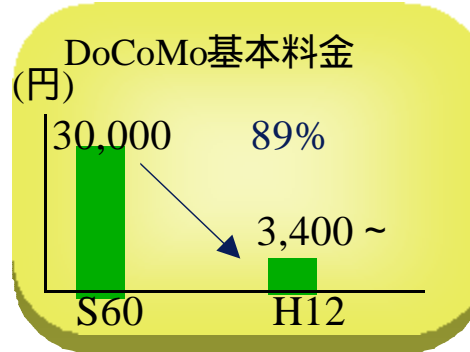
# 【資料1】電気通信料金の推移

## 【競争分野】

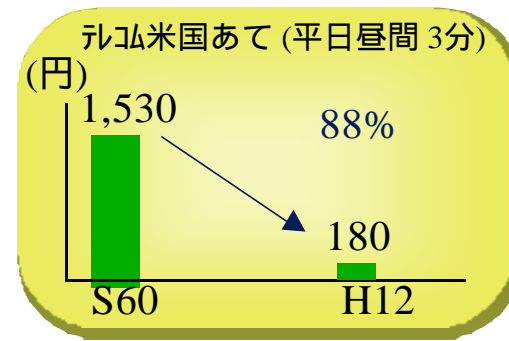
国内電話(長距離)



携帯電話



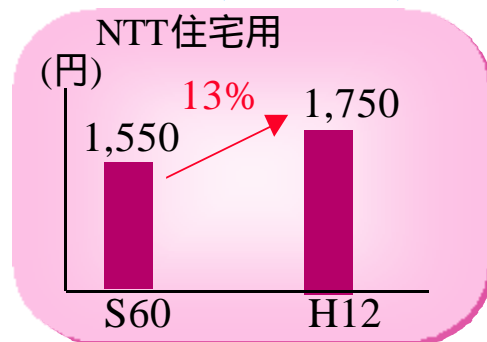
国際電話



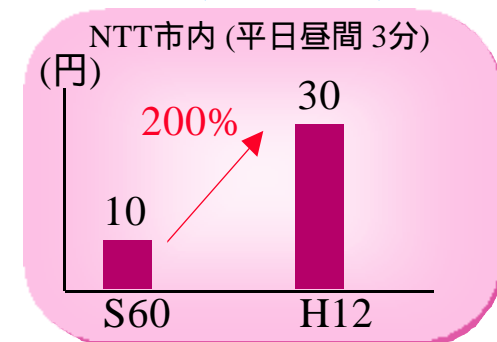
[H12]は、割引前列

## 【独占分野】

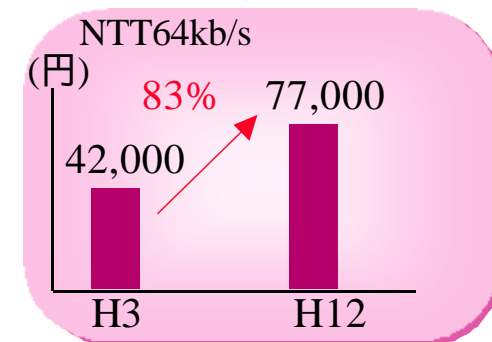
国内電話(基本料金)



国内電話(公衆電話)



国内専用線(市内・15km以内)



## 【資料2】 米国14項目チェックリスト (米国通信法第271条)

NO	チェックポイント
1	相互接続協定義務と料金等の条件に適合する相互接続
2	アンバンドルされたネットワーク構成要素への非差別的アクセス (注 1)
3	電柱添架に関する規定の要件に合致する電柱, 管路, 導管および公道使用件への合理的料金による非差別的アクセス
4	市内交換その他のサービスからアンバンドルされた加入者回線伝送
5	市内交換その他のサービスからアンバンドルされた中継線伝送
6	加入者回線伝送, 中継線伝送その他のサービスからアンバンドルされた市内交換
7	下記サービスに対する非差別的アクセス ・ 緊急電話 他の通信事業者の顧客への番号案内 ・ オペレーター扱い通話の完了サービス
8	他の通信事業者の顧客の番号帳掲載
9	他の通信事業者の顧客への電話番号割当てへの非差別的アクセス(FCC による新番号管理制度の設定後は、その制度に従う)
10	呼の経路設定および完了に必要なデータベース等への非差別的アクセス
11	ダイヤリング・トランク方式その他類似の措置による暫定的番号ポータビリティの確保(FCC による番号ポータビリティ規則の発出後は、その規則に従う)
12	他の通信事業者がローカル・ダイヤリング・パリティを実施できるようにするのに必要なサービスまたは情報に対する非差別的アクセス
13	伝送料および着信料に関する妥当な相互補償取決め
14	再販のための電気通信サービスの提供

(注 1) FCC規則 § 51.319 (f)

既存地域事業者のデータベース及び情報にサポートされている「OSS (オペレーションサポートシステム) 機能」(仮受注・受注・設備・保守・修理・請求機能)への非差別的アクセスの要件も含まれる。